



## 夏休み 特別企画

今年の夏はとても暑いですがいかがお過ごしでしょうか？恒例の夏休み特別企画「**社会保険・労働関係〇×クイズ**」をお届けします。お仕事の合間に、ぜひチャレンジしてみてください！

### Q1. 【労働保険料率】

2023年4月より、労災保険料率と雇用保険料率はそれぞれ引き上げられた。



### Q2. 【健康診断の報告】

健康診断の実施結果を報告する定期健康診断結果報告は、一般の健康診断だけでなく、半年ごとに実施する深夜業等の特定健康診断の結果は半年ごとに報告をしなければならない。

### Q3. 【ストレスチェックの対象者】

ストレスチェックの実施が義務となる事業場は常時使用する労働者が50人以上の場合だが、労働時間に関係なく有期契約のパートタイマーも対象になる。

### Q4. 【同一労働・同一賃金の対象者】

正社員の中で、同じ業務をしている人が異なった賃金の場合、同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）に抵触する。

## 解答・解説

### Q1: X

**雇用保険料率は2023年4月1日より、以下の表のとおりアップしました。**  
一方、労災保険料率は各業種とも2018年4月1日以降変更されていません。

	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率(合計)
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

### Q2: O

常時雇用する労働者が50人以上の場合、1年に1回実施する一般の健康診断の報告は1年に1回必要ですが、半年ごとに実施する深夜業等の**特定健康診断の報告は半年ごとにしなければなりません。**



### Q3: X

ストレスチェックの対象者は、健康診断と同様、「**常時使用する労働者**」が**50人以上の事業場**で、次のいずれかに該当する者です。

- 正社員等の期間の定めがなくフルタイム勤務
- 雇用期間が1年以上の実績**、あるいは**1年以上の見込み**、かつ、**1週間の所定労働時間が正社員等の3/4以上**

このように対象者は事業場の従業員数と雇用期間と労働時間によって決まります。



### Q4: X

「同一労働同一賃金」とは、「パートタイム・有期雇用労働法」で、**有期雇用者やパートタイマーが正社員と比較して、不合理な待遇や差別的な取り扱いをすることを禁止**しています。

そのため、正社員同士で同じ業務をしている人が異なった賃金や待遇でも法律上は問題になりません。

